

【居宅介護支援事業所 栗東すみれ園 重要事項説明書】

令和6年4月

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 すみれ厚生会
- (2) 法人所在地 滋賀県栗東市小野363番地
- (3) 電話番号 077-551-5525
- FAX 番号 077-551-5526
- (4) 代表者 理事長 前田 章
- (5) 設立年月日 平成15年7月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態となった場合においても、そのご本人が可能な限り住み慣れた居宅において、現在の有する能力に応じて自律した日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 栗東すみれ園
- (4) 事業所の所在地 滋賀県栗東市小野363番地
- (5) 電話番号 077-552-1368
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 新名 理砂
- (7) 当事業所の運営方針

①指定居宅介護支援の事業は、ご本人の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、ご本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように支援します。

②事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、ご本人の意思及び人格を尊重し常にご本人の立場に立って、ご本人に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう公正中立に行います。

③事業所は、事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- (8) 開設年月日 平成25年5月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

「介護老人福祉施設」平成15年7月1日指定 定員88名

「短期入所生活介護」平成15年7月1日指定 定員12名

「通所介護」 平成27年5月1日指定 定員35名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 栗東市・草津市・守山市・野洲市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	土・日・祝祭日、12月29日～1月3日以外
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時30分

※ご利用者の都合により、休業日に営業する場合もございます。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1.0	1.0	従業員・業務の管理
2. 介護支援専門員	1		1.0	1.0	指定居宅介護支援の提供

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設との連携など	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法廷代理受領）は、ご本人の自己負担はありません。

但し、ご本人の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。※1 単位：10,70 円(栗東市：5 級地)

事業対象者、要支援 1、2	要介護 1、2	要介護 3～5
442 単位(4,729 円)	1,086 単位(11,620 円)	1,411 単位(15,097 円)

※加算について

●初回加算(300 単位/月)：新規として取り扱われる計画を作成した場合

要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画書を作成した場合

要介護区分が 2 段階以上変更された時に居宅サービス計画書を作成した場合

●入院時情報連携加算Ⅰ(250 単位/月)：入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

●入院時情報連携加算Ⅱ(200 単位/月)：入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

●退院・退所加算

カンファレンス参加なし カンファレンス参加あり

連携 1 回 400 単位 600 単位

連携 2 回 600 単位 750 単位

連携 3 回 算定なし（2 回まで） 900 単位

●緊急時等居宅カンファレンス加算(200 単位/1 月に 2 回が限度)：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

●ターミナルケアマネジメント加算(400 単位/月) 24 時間連絡が取れる体制を確保しつつ、且つ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備。利用者又は家族に同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つ

つ、利用者の状態やサービス変更の必要性などの把握、利用者の支援を実施した場合。

- 通院時情報連携加算(50 単位/月)**：利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し、必要な情報収集を行った場合。

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

- 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者等の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが行われたものと同様に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。**

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日過ぎにご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 滋賀銀行、関西みらい銀行、県信用組合、近畿労働金庫、県内各農業協同組合並びに信用金庫口座から引き落とし(振り替え)
- ② 下記口座へのお振込み(振込名義人は、ご利用者本人のお名前をお願いいたします)
関西みらい銀行 栗東支店 普通預金 367073
社会福祉法人すみれ厚生会 理事長 前田 章
※なお振込み手数料は、各自ご負担をお願いいたします。

③施設窓口での現金によるお支払い

前記(2)の交通費はサービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご本人に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご本人から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者様及びその家族に関する秘密の保持について

- ①当事業所は、業務上知り得たご本人又はその家族の秘密を厳守いたします。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議におきまして、ご本人の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご本人またはその家族から同意をいただきます。

(2) 個人情報の保護について

- ①ご本人の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。サービス提供が終了した場合は、その完結の日から5年間保管するとともに、ご本人または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②個人情報の取扱いに関する契約者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

8. 事故発生時の対応について

当事業所がご本人に対して行なう居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご本人の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご本人に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただしその損害の発生について、ご本人に故意または過失が認められる場合には、ご本人の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. 医療機関との連携

サービス事業所等から伝達された口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に関する情報のうちご本人の健康に関する問題や服薬状況など、ケアマネジャー自身が把握したご本人の状態のうち必要と認めるものについては、ご本人の同意を得て主治医等に必要な情報伝達を行い、ご本人が医療系サービスの利用を希望している場合は、ご本人の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。また、ご本人が入院する必要がある場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を医療機関にお伝え頂き、退院後円滑に在宅生活にお戻りいただくために医療機関と連携を図ります。

10. 公正中立なケアマネジメントの確保

ケアプランは、ご本人及びご家族の意志を尊重しご本人の立場に立って、ご本人の希望に基づき作成するものですので、ケアマネジャーはご本人・ご家族に対して、特定の事業所に不当に偏ることなく、複数の居宅サービス事業所を紹介し、その紹介理由も説明した上で、ご本人・ご家族様に選択していただきます。そして居宅サービス計画書原

案を作成し、サービス担当者会議を開催し、医療福祉各方面の担当者から専門的な見地からの意見を求め、ご本人様・ご家族様を中心とした合意を図ります。

1 1. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。

1 2. 高齢者虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

1 3. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策に取り組みます。

1 4. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等の措置を講じます。

15. 暴力団の排除について

本事業所を運営する法人の役員及び、管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等にかんする法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という）ではありません。また、その運営に置いて暴力団員の支配を受けることはありません。

1 6. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご本人が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご本人の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご本人が介護保険施設に入所した場合
- ④ ご本人から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑤ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご本人からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご本人から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご本人の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご本人もしくはご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご本人もしくはご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

※ご本人が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、円滑に移行いただくため、必要な引き継ぎは速やかに致します。

17. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【管理者】 新名 理砂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

滋賀県庁医療福祉推進課	所在地：大津市京町4丁目1番1号 電話番号：077-528-3521
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地：大津市中央4丁目5番9号 電話番号：077-510-6605
栗東市役所長寿福祉課	所在地：栗東市安養寺1丁目13番33号 電話番号：077-551-0281
草津市役所介護保険課	所在地：草津市草津3丁目13番30号 電話番号：077-561-2369

守山市役所介護保険課 (すこやかセンター内)	所在地 : 守山市下之郷3丁目2番5号 電話番号 : 077-582-1127
野洲市役所高齢福祉課	所在地 : 野洲市小篠原2100番地1 電話番号 : 077-587-6074

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 滋賀県栗東市小野363番地

事業者名 社会福祉法人 すみれ厚生会
居宅介護支援事業所 栗東すみれ園

説 明 者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人 住 所 _____

氏 名 _____

本人が署名できないため、本人の意思を確認のうえ、私が本人に代わってその署名を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____
(ご本人との続柄等)

電話番号 _____

この重要事項説明書を証するため、本書2通を作成し、事業者及びご本人又は署名代行者が記名し、それぞれ1通を保有するものとします。